

広島県告示第三百七十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項前段の規定によって、次のとおり会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員をして、当該委任を受けた事務の一部の委任を解除させ、及び当該委任を受けた事務の一部を委任させた。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

<p>会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員</p>	<p>出納員の受任事務の一部の委任を解除した分任出納員</p>	<p>出納員の受任事務の一部の委任を受けた分任出納員</p>	<p>解除又は委任した事務</p>	<p>解除した年月日</p>	<p>委任した年月日</p>
<p>健康福祉局障害者支援課長</p>	<p>広島県立身体障害者更生相談所に所属する次の職員 猪野 淳</p>	<p>広島県立身体障害者更生相談所に所属する次の職員 谷口 浩一</p>	<p>広島県立身体障害者更生相談所で収納する情報公開条例の規定による行政文書の写しの交付及び個人情報保護条例の規定による保有個人情報の記録されている行政文書の写しの交付に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管</p>	<p>平成二十五年三月三十一日</p>	<p>平成二十五年四月一日</p>